



その他の情報

3人乗り自転車を貸し出します

児童課 ☎66・1108

幼児が2人以上いる子育て家庭の支援のために、3人乗り自転車の貸し出しを行います。平成26年度の詳細は次のとおりです。

貸し出し自転車 26インチ電動アシスト付自転車

50台(申し込み多数の場合は抽選)

※幼児2人が搭乗可能なチャイルドシートが設置してあります。

〈メーカーの定める安全基準〉

○自転車：3人乗り時適正身長 155cm

○フロントシート：1歳から4歳未満(体重15kgまでが目安)

○リアシート：1歳から6歳未満(体重20kgまでが目安)

対象 次のすべての要件を満たしている方

①市内に住所がある16歳以上の方

②1歳以上6歳未満の幼児が2人以上いる方

③自転車の適正な保管場所があり、その管理ができる方

貸出期間 自転車の引き渡しの日から平成27年3月31日まで

※幼児の1人が満6歳となった場合は、その誕生日の前日までとなります。

貸出費用 無料

※貸出期間中の自転車のパンクやシートなどが破損した場合の費用は自己負担となります。

※幼児用ヘルメットの貸し出しは行いません。利用の際は必ず2つ着用してください。

申し込み 2月3日(月)～28日(金)(消印有効までに申込書(児童課、児童館、保育園にあり)を直接または郵送で児童課(〒443-8601)へ。

児童手当を振り込みます

児童課 ☎66・1108

児童手当の2月期支払分(10月～1月分)を2月10日(月)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

税務署からのお知らせ

税務収納課 ☎66・1116

国税局や税務署の職員を名乗るものからアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出すとする事例が多発しています。

不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問合せ 豊橋税務署 総務課 ☎0532・52・62001

障害者の結婚に祝金を支給します

福祉課 ☎66・1106

対象 次のすべてに該当する方

①婚姻時に市内に住民登録があり、現在も市民の方

②障害者手帳(身体、知的、精神)を所持している方

③過去に、市で結婚祝金を受けていない方

④婚姻届提出後1年以内の方

祝い金 1人5千円

申し込み 障害者手帳、印鑑、本人名義の振込口座をお持ちの上、福祉課へ。

農業をはじめませんか?

農林水産課 ☎66・1127

農業をしたいけど肝心の農地がない方、もぐらの窓口を利用してみませんか?

もぐらの窓口では、農業研修などの受講者や市民農園などで農作業実績のある方を対象に200㎡以上の遊休農地の貸し借りをあっせんしています。

その他条件はございますが、農林水産課へお問い合わせください。

「健康づくり情報マップ」を配布しています

長寿課 ☎66・1105

市内の運動教室・運動グループをまとめた健康づくり情報マップを公共施設などで配布しています。

いくつかになっても元気に過ごすために、生活に運動を取り入れてもらうことを目的に、地域包括支援センターの保健師・看護師のグループが作成しました。日ごろの健康づくりのためにぜひ活用ください。

市民病院特別室料などを改定します

4月1日から消費税および地方消費税率が、現在の5%から8%に引き上げられます。これに伴い、特別室料、文書料、死体検案料、健康診断料、選定療養費に係る初診料などの料金について、税の公平性を確保する観点から、税率に応じた料金に改めます。今後もよりいっそう安心し、信頼が得られる医療の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、個室料金のうち1等室A(個室)、1等室B(2人室)の料金を、設備などを充実し、次のとおり改定します。

区分	室数	現行金額(円)	改定金額(円)
1等室A(個室)	38室	4,520	5,400
1等室B(2人室)	21室	1,050	2,160

※消費税および地方消費税を含む

市民病院事務局 ☎66・2200